

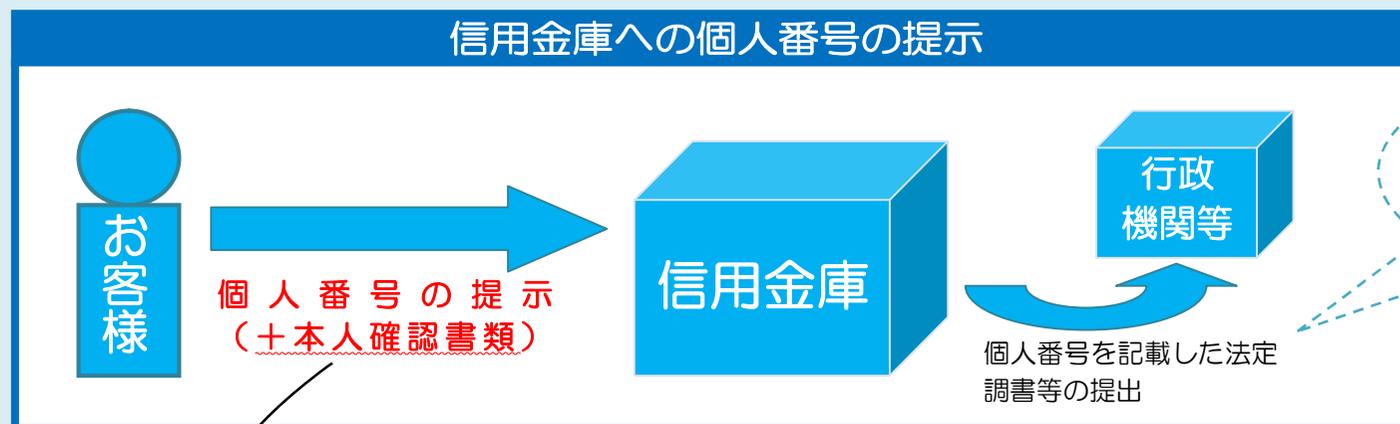
マイナンバー（個人番号・法人番号）の提示のお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の提示が必要になることがあります。

それに伴い、信用金庫へマイナンバーを提示していただく場合があります。

また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類の提示などが必要となります。

（※法人番号を提示していただく際にも、確認書類が必要となる場合があります。）



信用金庫では、個人番号を、法令で定められた手続き以外に利用することはありません！

※ 信用金庫では、平成 28 年 1 月 1 日前からマイナンバーの提示をお願いする場合があります。

本人確認書類の例

①個人番号カードをお持ちのお客様

⇒ 個人番号カード

②個人番号カードをお持ちでないお客様

⇒ 通知カード + 運転免許証等

（又は個人番号が記載された住民票の写し）

マイナンバーの提示をお願いする主な取引

個人のお客様	法人のお客様
• 投資信託・公共債など 証券取引全般 • マル優・マル特 • 財形貯蓄（年金・住宅） • 外国送金 • 信託取引 等	• 投資信託・公共債など 証券取引全般 • 定期預金・定期積金・通知預金 • 外国送金 • 信託取引 等

※このほか、信用金庫へ出資する際にも、マイナンバーを提示していただく場合があります。

※信用金庫では、マイナンバーを法定調書への記載などに利用します。